平成31年度サービス管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務範囲 | | 業務内容 | 実務経験年数 |
| 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務 | ①相談支援業務 | ア　相談支援事業に従事する者  ・地域生活支援事業  ・障害児相談支援事業  ・身体障害者相談支援事業  ・知的障害者相談支援事業 | ５年以上 |
| イ　相談機関等において相談支援業務に従事する者  ・児童相談所  ・身体障害者更生相談所  ・精神障害者社会復帰施設  ・知的障害者更生相談所  ・福祉に関する事務所  ・発達障害者支援センター |
| ウ　施設等において相談支援業務に従事する者  ・障害者支援施設　　　※１  ・障害児入所施設  ・老人福祉施設　　　　※２  ・精神保健福祉センター  ・救護施設及び更生施設  ・介護老人保健施設　　※３  ・地域包括支援センター |
| エ　就労支援に関する相談支援の業務に従事する者  ・障害者職業センター  ・障害者就業・生活支援センター |
| オ　特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者  ・特別支援学校 |
| カ　医療機関（病院若しくは診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者  （１）社会福祉主事任用資格を有する者　　※７  （２）訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者  （３）国家資格等　　※１を有する者  （４）上記アからオに掲げる業務に１年間以上従事した者 |
| キ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者  ・精神障害者地域生活支援センター  ・保健所  ・市町村役場  ・指定居宅介護支援事業所  ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等（市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など）  ・小学校、中学校の特別支援学級の担任  ・障害児受入保育所（障害児受入による職員の加配を行っている場合に限る） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務範囲 | | 業務内容 | 実務経験年数 |
| 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務  障  害  者  の  保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務 | ②  直接支援業務 | ア　施設及び医療機関等において介護業務等に従事する者  ・障害者支援施設　　　　　　※１  ・障害児入所施設  ・老人福祉施設　　　　　　　※２  ・介護老人保健施設　　　　　※３  ・療養病床  ・障害福祉サービス事業　　　※４  ・障害児通所支援事業　　　　※５  ・老人居宅介護等事業　　　　※６  ・病院若しくは診療所又は薬局  ・訪問看護事業所 | ８年以上 |
| イ　障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者  ・特例子会社  ・障害者の雇用の促進等に関する法律第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所 |
| ウ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 |
| エ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者  ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等（市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など）  ・小学校・中学校の特別支援学級の担任  ・障害児受入保育所（障害児受入による職員加配を行っている場合）  ・認知症対応型老人共同生活援助事業  ・介護付有料老人ホーム |
| ③  有資格者 | ア　上記②の直接支援業務に従事する者で次のいずれかに該当する者   1. 社会福祉主事任用資格を有する者　　　　　　　　　　　※７ 2. 訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 3. 保育士 4. 児童指導員任用資格者　　　　　　　　　　　　　　　　※８ 5. 精神障害者社会復帰指導員任用資格者　　　　　　　　　※９ | ５年以上 |
| イ　上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等  　　※１に基づき当該資格に係る業務に３年以上従事している者  ※１医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 | ３年以上 |

1. 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

1. 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務

|  |
| --- |
| 注）ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。  例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。 |